平成２１年（フ）第１０３５号
愛知県知多市八幡新町１丁目10番地の９　一光ロジェ朝倉104
破産者　後藤　洋三
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９２１号
兵庫県加古川市尾上町今福430番地の14
破産者　山岡　　学
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第１１１１号
熊本市出水６丁目15番35号、前住所熊本県天草市牛深町1126番地10
破産者　中野　和美
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２０３号
熊本市本山町214番地６　グレースヒル201号、前住所熊本市出水７丁目56番20号
破産者　黒木　和明
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第４１８１号
札幌市中央区南23条西８丁目１番30―210号
破産者　高橋　文栄
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３号
宮城県伊具郡丸森町大内字岩城西50番地２
破産者　山戸田　隆
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３４１号
神奈川県藤沢市高倉968番地の６
破産者　田村　京子
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８２号
川崎市川崎区浜町２丁目７番６号　タータル橋本201
破産者　宮下　英洋
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４３号
横浜市港南区丸山台３丁目37番６号101
破産者　植松　一美（旧姓齋藤）
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８６号
滋賀県米原市西円寺705番地
破産者　小路　好人
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２０年（フ）第９９号
京都府福知山市大江町金屋695番地、住民票上の住所京都府宮津市字波路５番地の１
破産者　山口　　司
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１１５８号
宮城県亘理郡山元町山寺字北坪路10番地299
破産者　有限会社アネハ舶用
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１１７８号
仙台市若林区石名坂30番地
破産者　大一施設工業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２９９０号
京都市下京区東洞院通五条上る深草町569番地　ディオ・フェルティ京都烏丸東1002、開始決定時の住所横浜市港北区新横浜２丁目７番地10―802
破産者　犬飼　通好
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０号
岐阜県中津川市神坂2643番地の１
破産者　牧野　輝男
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２０年（フ）第８号
京都府宮津市字京街道218番地
破産者　株式会社丹後屋
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

平成１８年（フ）第３６０号
奈良市都祁相河町142番地
破産者　株式会社トーワ
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成１８年（フ）第８５１号
長崎県長崎市向町2378番地
破産者　筒井手袋株式会社
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６号
石川県鳳珠郡能登町字瑞穂374番地、商業登記簿上の本店所在地石川県鳳珠郡能登町字瑞穂２字１の１番地
破産者　森丑建設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所輪島支部